

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問01（情）第6号）

第1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書を部分開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成31年3月28日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「平成〇年〇月〇日〇時～〇時〇分頃の時間帯に、広島県〇〇付近の〇〇線と〇〇線が交わる交差点付近で発生した自動二輪車と普通乗用自動車との間の事故に関する物件事故報告書（事故発生場所、日時、車種、車両番号、当事者の住所・氏名・電話番号部分のみ）」の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として、平成〇年〇月〇日〇時頃、広島県〇〇先路上で発生した普通乗用自動車と普通自動二輪車の事故（以下「本件物件交通事故」という。）に係る物件事故報告書（受理番号：平成〇年〇〇警察署第〇号。以下「本件対象文書」という。）を特定し、別表「開示しない部分」に掲げる部分に条例第10条第2号、第4号及び第6号の不開示情報に該当する情報が記載されていることを理由に行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成31年4月11日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和元年7月12日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

当事者欄のうち住所、氏名及び電話番号部分を不開示とした本件処分を取り消し、開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

（1）実施機関が部分開示とした理由

本件において、実施機関が本件請求に対して当事者欄を部分的に不開示決定とした理由は、「個人に関する情報であり、開示することとなると、特定の個人が識別

され、若しくは識別され得る、又は特定の個人を識別することはできないが、なお当該個人の権利利益が損なわれるおそれがあるものであり、かつ、条例第 10 条第 2 号ただし書に該当しないため」としている。

(2) 不開示事由の例外について

一方で、条例第 10 条第 2 項ただし書口においては、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に関しては開示義務がある旨規定されている。

そして、その条文解釈については、不開示により保護される利益と開示により保護される利益を比較衡量し、比較衡量の結果、後者が前者に優越すると認められるときに開示が義務付けられると解されている。

(3) 人の生命、身体、健康、生活、財産に影響を与えるものであること

一般に、交通事故、特に交通量の多い道路での事故は、事故当事者だけではなく、その他多くの人々の生命、身体、健康、生活又は財産に対して影響を与えるものである。例えば、一件の交通事故が原因となり、間接的連鎖的に交通事故が発生し、人の生命、身体、健康、財産等に影響を与えることも十分考えられる。

本件対象文書は、車の通りの多い国道 31 号線で普通自動二輪車が対抗右折四輪車と接触、あるいはこれを避けようとバランスを崩して路上で転倒した事故（以下「第 1 事故」という。）に関する文書である。その直後に事故現場を通りがかった〇〇（以下「特定個人」という。）運転車両は、第 1 事故により転倒していた人を避けようとした結果、道路左側にあった〇〇警察署管理の交通標識柱に衝突して、交通標識柱が損傷して（以下「第 2 事故」という。）損害賠償債務を負うなど、財産に対して極めて大きい影響を受けており、その損害を補填した任意保険会社である審査請求人も〇〇円という大きな経済的損失を受けている。

そして、特定個人が交通標識柱に衝突した事故については、第 1 事故の事故当事者にも民事責任があると解され、交通標識柱の原状回復に際しては、本来第 1 事故の当事者も応分の負担をすべきであるところ、実際には、特定個人車両加入の保険会社である審査請求人の負担で原状回復を行ったのであるから、加入保険会社である審査請求人からは、第 1 事故の当事者に対して求償請求権を有する。求償請求をするためには、事故当事者の氏名、住所等の情報を知ることは必要不可欠である。

しかし、本件では、第 1 事故と第 2 事故の交通事故証明書は別になっているため、第 2 事故当事者（及び審査請求人）は第 1 事故の交通事故証明書は取得できず、第 1 事故当事者の氏名・住所を知ることができる術はない（審査請求人の代理人が弁護士照会で〇〇警察署に第 1 事故当事者の住所・氏名・電話番号を開示するよう照会したところ、〇〇警察署は、第 1 事故と第 2 事故は別件扱いであるという理由で回答を拒否。審査請求人が自動車安全運転センターに、第 1 事故の交通事故証明書を交付申請したが、自動車安全運転センターは、審査請求人が交通事故証明書の交付を受ける正当な利益を有する者に該当しないとして交付申請不受理としている。）。

本件のように間接的に生命、身体、健康、生活又は財産に対する被害を被った者に関しては、事故当事者の情報を知る術がないことから、交通事故に関する情報

は情報公開の必要性が極めて高いといえる。

- (4) 物件事故報告書に記載されている住所・氏名等の記載は、相対的に要保護性が高いとはいえないこと

交通事故は現代社会においては誰にでも生じ得るものであり、多くの人々もそれを認識している。そのような社会においては、物件事故報告書に記載されている住所・氏名等が公開されたとしても、事故そのものの内容については物件に関する事故報告のみの公開であって、事故の詳細内容や責任の大小、処分結果、罪名等まで公開されなければ、その人の社会生活上の権利・利益に大きな影響を与えることはない。

本件で審査請求人が情報公開を請求している理由も、責任割合に応じた求償請求をするという極めて明確な目的のため請求しているものであり、一般的にも、当該文書のうちの住所・氏名・電話番号等当事者に関する情報は、訴訟や示談等の権利回復のための手続以外の利用方法は考えにくい。

- (5) 総合考慮

以上を比較考量すると、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、交通事故により記載されている情報を公開する必要性は高いことに対して、情報公開により当事者が被る不利益は大きいとはいえず、条例第 10 条第 2 号ただし書に該当するため、実施機関には情報開示義務がある。

したがって、速やかに開示することを求める。

第 4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、当審査会に提出した実施機関の弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 行政文書開示請求の目的

条例は、第 1 条に規定されているとおり、県が県政に関し県民に説明する責任を全うするよう努めるとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進し、もって活力に満ちた公正で開かれた県政を推進することを目的として、県民の行政文書開示請求権が定められており、条例の実施機関となる広島県警察においても、条例第 10 条各号に規定された不開示情報を除き、原則開示の考え方のもとで開示判断を行っている。

2 物件事故報告書

警察署で作成する物件事故報告書は、「物件事故捜査管理要領の制定について（平成 30 年 3 月 7 日付け交通部長通達）」に基づき、物件交通事故の発生、処理状況を警察署長に報告するとともに、事故当事者に対する道路交通法違反等（物件交通事故事件）の捜査に必要な事項及び自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書の作成に必要な情報を記載して作成している。

具体的には、発生日時、当事者の種別、人定事項、自動車の種別、被害程度、自動車損害賠償保険契約に関する事項等が記載されている。

3 本件処分の内容

本件請求に対しては、不開示部分を特定し、本件処分を行っているが、本件処分に係る行政文書部分開示決定通知書の開示しない部分に関し、条例第 10 条第 2 号に該当する不開示部分として「届出欄のうち不開示とした部分」を、条例第 10 条第 2 号、第 4 号及び第 6 号に該当する不開示部分として「届出欄の当事者種別記載部分」を記載しているが、当該不開示部分は同一であり重複して記載しているため、「届出欄のうち不開示とした部分」及び「届出欄の当事者種別記載部分」の不開示理由については、条例第 10 条第 2 号、第 4 号及び第 6 号に該当し不開示としているものと補正する。

4 不開示とした理由

(1) 警察職員のうち警部補（同相当職）以下の職にある者の氏名及び印影

警察官の氏名及び印影は、特定の個人が識別される情報であることから、条例第 10 条第 2 号本文の不開示情報に該当する。

また、実施機関では、慣行として警部以上の階級にある警察官の氏名を公にしているが、本件対象文書において不開示としているのは、全て警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影であり、条例第 10 条第 2 号ただし書イの「慣行として公にされている情報」に該当しない。

(2) 届出欄の当事者種別記載部分及び当事者欄の当事者種別記載部分

物件事故報告書へ記載する当事者種別は、本件物件交通事故の事件捜査に関して警察官が事故現場及び事故関係車両の状況並びに当事者双方から聴取した交通事故の状況等から交通事故当事者の過失の大小を考慮して決定した交通事故当事者の種別を記載しており、本件物件交通事故当事者の個人情報であるとともに、これらを開示すると本件物件交通事故に関して、当事者双方の過失の相対的な大小を推測させることとなり、実施機関の物件交通事故事件の捜査及び道路交通法違反の取締り等の交通警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例第 10 条第 2 号、第 4 号及び第 6 号に該当するものと判断し、不開示とした。

(3) 受理日時欄

物件事故報告書の受理日時は、本件物件交通事故の届出が警察になされた日時であり、本件物件交通事故当事者の個人情報であるため、条例第 10 条第 2 号に該当するものと判断し、不開示とした。

(4) 当事者欄のうち不開示とした部分（当事者種別記載部分を除く。）

当該不開示とした部分は、本件物件交通事故当事者の「住所」、「連絡先」、「氏名」、「生年月日」、「保有自動車運転免許の種類」、「警察の本件交通事故における交通事故事件捜査上の適用罪名」、「車両番号」、「自賠責保険の加入の有無及び加入保険会社名」及び「自賠責保険加入の証明書番号」が記載されており、当該情報は、本件物件交通事故当事者の個人情報であるため、条例第 10 条第 2 号に該当するものと判断し、不開示とした。

(5) 備考欄のうち、危険運転致死傷罪容疑及び被害者支援対象事案の有無記載部分

当該不開示とした部分は、実施機関の本件物件交通事故認知時における当該交通事故当事者の危険運転致死傷罪容疑の有無及び被害者支援対象事案の該当の有無が記載されるものであり、当該情報は、本件物件交通事故当事者の個人情報であるため、条例第10条第2号に該当するものと判断し、不開示とした。

(6) 備考欄に記載した事故略図

当該不開示とした部分には、実施機関が事故現場の状況、事故車両の損傷状況、交通事故当事者からの聴取内容等の捜査結果をもとに作成した本件物件交通事故の略図を記載していることから、当該情報は、本件物件交通事故当事者の個人情報であり、開示することにより、当事者双方の過失の相対的な大小を推測させることとなり、実施機関の物件交通事故事件の捜査及び道路交通法違反の取締り等の交通警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例第10条第2号、第4号及び第6号に該当すると判断し、不開示とした。

5 審査請求人の主張に対する弁明

審査請求人のいう不開示部分の情報を公開することにより保護される利益については、実施機関が、本件物件交通事故とは別件の交通事故と認定した特定の交通事故当事者の利益である。

これに対し、条例は、行政文書に記載された個人に関する情報について、基本的人権を尊重し個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護する必要があるため、当該情報を不開示情報として保護している。

条例第10条第2号ただし書口は、個人に関する情報であっても、人の生命、財産等を保護する公益上の必要があるものについては、不開示情報から除くこととされているが、審査請求人の主張する本件不開示情報を開示することにより保護される利益は、特定個人の利益にとどまり、条例によって保護された本件物件交通事故当事者の個人情報を公開することによって失う利益よりも優越する公益上の必要性を認めるだけの理由はない。

よって、審査請求人の主張は認めることができない。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成〇年〇月〇日〇時頃、広島県〇〇先路上で発生した交通事故に係る物件事務報告書である。

本件対象文書には、発生日時、当事者の住所、氏名及び電話番号等の人定事項、当事者の種別、自動車の種別、被害程度並びに自動車損害賠償保険契約に関する事項等が記載されている。

本件処分において不開示とされている部分は、警察職員のうち警部補（同相当職）以下の職にある者の氏名及び印影、受理日時欄、当事者欄のうち不開示とした部分（当事者種別記載部分を除く。）、備考欄のうち危険運転致死傷罪容疑及び被害者支援対象事案の有無記載部分、届出欄の当事者種別記載部分、当事者欄の当事者種別記

載部分並びに備考欄に記載した事故略図であるが、審査請求人は、これらのうち当事者欄の住所、氏名及び電話番号（以下これらを総称して「本件不開示部分」という。）についてのみの開示を求めているため、以下本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 条例第 10 条第 2 号は、「個人に関する情報（略）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。なお、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、
「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、
「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文の不開示情報から除くこととしている。
- (2) 当審査会において本件対象文書である物件事故報告書を見分したところ、このうち当事者欄には本件物件交通事故に係る当事者の住所、氏名及び電話番号が記載されており、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第 10 条第 2 号本文に該当すると認められる。
- (3) 次に、審査請求人は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、交通事故により記載されている情報を公開する必要性は高いことに対して、情報公開により当事者が被る不利益は大きいとはいえず、本件情報は、条例第 10 条第 2 号ただし書口に該当するため、実施機関には情報開示義務があると主張していることから、条例第 10 条第 2 号ただし書口の該当性について検討する。

同号ただし書口は、個人の権利利益が保護されるべきであるが、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることと、不開示にすることによって保護される利益との比較衡量において、公にすることの必要性が優越していると認められる情報は、例外的に開示することを定めている。

- (4) 本件情報について、開示することにより保護される利益とは、実施機関が本件物件交通事故とは別件の交通事故と認定した特定の交通事故当事者の利益であり、その利益は特定の個人の財産の保護を目的とするものにとどまり、本件物件交通事故当事者の個人情報を開示することにより失われる利益よりも優越しているとは認められず、同号ただし書口には該当しないと認められる。

また、条例第 5 条では、「何人も、実施機関に対して、行政文書の開示を請求することができる。」と規定されており、何人に対しても等しく開示請求権を認める一般的な開示請求権制度の下では、開示請求者が誰であるかという個別的事情や、開示請求者が開示請求の対象となる行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって、当該行政文書の開示、不開示

の判断が変わるものではない。

さらに、本件物件交通事故は公表されていないことから、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、条例第10条第2号ただし書イには該当せず、同号ただし書ハにも該当しない。

したがって、本件不開示部分は条例第10条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない情報であると認められ、実施機関がこれを不開示したことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、本件対象文書のうち、本件不開示部分等の当事者に関する情報は、訴訟や示談等の権利回復のための手続以外の利用方法は考えにくいとして開示を要請しているが、当審査会は、条例に基づく開示請求に対する処分の妥当性について審議する機関であり、審査請求人のこういった要請に対処する権限を有しておらず、また、見解を述べる立場にないものである。

(2) 審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表

開示しない部分	不開示理由	適用条項
<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察職員のうち警部補（同相当職）以下の職にある者の氏名及び印影 ○ 届出欄のうち不開示とした部分 ○ 受理日時欄 ○ 当事者欄のうち不開とした部分（当事者種別記載部分を除く） ○ 備考欄のうち、危険運転致死傷罪容疑及び被害者支援対象事案の有無記載部分 	<p>個人に関する情報であり、開示することとなると、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る、又は特定の個人を識別することはできないが、なお当該個人の権利利益が損なわれるおそれがあるものであり、かつ、条例第10条第2号ただし書に該当しないため</p>	<p>条例第10条第2号 該当（個人情報）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 届出欄の当事者種別記載部分 ○ 当事者欄の当事者種別記載部分 ○ 備考欄に記載した事故略図 	<p>実施機関が当該物件交通事故事件捜査により収集した情報により判断した当事者種別又は作成した事故略図は、個人に関する情報であり、条例第10条第2号ただし書に該当せず、かつ、開示することとなると、特定の個人が識別することはできないが、なお当該個人の権利利益が損なわれるおそれ並びに実施機関の交通事故事件捜査及び適正な交通警察業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例第10条第2号 該当（個人情報） ○ 条例第10条第4号 該当（犯罪の予防・捜査等情報） ○ 条例第10条第6号 該当（行政執行情報）

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和元. 10. 9	・ 諮問を受けた。
令和2. 2. 21 (令和元年度第11回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和2. 3. 26 (令和元年度第12回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50音順)

【第1部会】

井 上 嘉 仁 (部 会 長)	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授